

特定非営利活動法人もしもの忍防 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人もしもの忍防という。通称は、もしもの忍防（にんぼう）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、市民が地震等の発災時に身を守れるように、また、安全な環境を維持することが出来るように、有資格者等の協力により専門的な知識や経験を提供する事業等を通じて、発災時の市民の保護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 発災時の対処、安全な環境維持に関する指導・相談事業
- (2) 発災時の対処、安全な環境維持に関する情報の提供事業
- (3) 発災時の対処、安全な環境維持に関するセミナー・イベント・講演会等の事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) サポート会員 この法人の事業を援助するため入会した個人および団体

(入 会)

第7条 この法人の活動を広く一般に広め、その目的を達成するため、会員の入会についての条件は、これを特に定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあつたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員及び職員

(種別および定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上7人以内

(2) 監事1人

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第12条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) 事務局の組織および運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（書面または電磁的方法及び代理人によって議決権を行使する者を含む。）がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面及び電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印または署名しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること

ができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印または署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第41条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じ

ることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録など決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府のNPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	谷 伸 一
理 事	青木 道 弘
理 事	小田 ゆりえ
監 事	小川 公 一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2028年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 もしもの忍防

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	谷 伸 一		有
理 事	青 木 道 弘		無
理 事	小 田 ゆりえ		無
監 事	小 川 公 一		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近時、南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから約 80 年が経過し、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高い状態で、2025 年 1 月に政府は発生確率を 30 年以内に 70～80%から 80%程度に引き上げた。

2011 年に発生した東北地方太平洋沖地震はこれまでの想定を超える規模の超巨大地震であり、南海トラフにおいても起こりうる可能性を浮き彫りにし、M9 クラスを想定した南海トラフ巨大地震として想定を見直している。

また、近年では地震だけでなく「異常気象」と呼ばれる自然災害が世界中で頻発しており、これらは地球温暖化と密接な関係があると考えられている。

このような極めて確率の高いもしもの有事に備え、身の回りの防災意識を高め、災害に強い社会づくりの一翼を担いたいと希求し、この度、活動強化のため法人格を取得すべく一念発起したものである。

2 申請に至るまでの経過

当法人の役員は、平成 7 年 1 月 17 日の阪神淡路大震災の折、知人に多大な災害があり、また京都でも震度 5 の揺れで恐怖を体感し、四条通りの自動車販売会社において、ショールームのガラスが全面割れ落ちていたのを目の当たりにして以来、防災に対しての意識が高まり、事務所にも避難梯子やヘルメットや水、保存食等を備えてきた。

極めて高い確率で起こりうる災害時に、国や自治体が防災意識の向上を図って様々な呼びかけを行っているが、微力ながら我々にもその一端を担うことができないかと希求している。

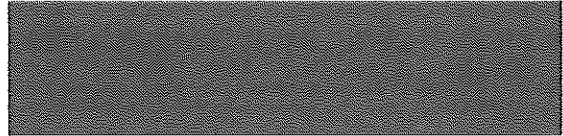
災害時による被害に必要となる「自助」「共助」「公助」の内、基本となる「自助」と「共助」に取り組み、一人一人が身を守り助け合い安全を維持できるように、【 忍防 】（にんぼう）と銘打ったイベントを 2025 年 3 月から開始し、イベントを通し子供達とそこそご家族が楽しく防災の知識を学び、防災意識の向上を実現すべく有志が集まった。

私的な団体では利用者の信用度がなく、地方公共団体にも協力を仰ぎ講演会開催の実現や【 忍防 】（にんぼう）と銘打ったイベントを各地で開催し、防災の意識向上に係る活動を広げるには、社会的目的を明らかにするため特定非営利活動法人の取得が不可欠となり、2026 年 7 月 6 日の設立総会を経て、今回の申請に至った。

令和 8 年 7 月 6 日

特定非営利活動法人もしもの忍防

設立代表者 住所



氏名 谷 伸 一

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人もしもの忍防

1 事業実施の方針

法人設立当初年度は、一般市民における防災の意識調査に重きを置き、イベント及び講演・セミナー会場においても相談・指導及び情報提供を実施する。また、次年度以降の事業の企画検討を行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
発災時の対処、安全 な環境維持に関する 指導・相談	防災の意識調査及び防災士・ 外部講師等による安全対策に 関する指導・相談	(A) 1 回 (B) 事務局及びイベ ント・講演・セ ミナー開催場所 (C) 2 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 20 名	0
発災時の対処、安全 な環境維持に関する 情報の提供	防災の意識調査及び防災士・ 外部講師等による情報の提供	(A) 1 回 (B) 事務局及びイベ ント・講演・セ ミナー開催場所 (C) 2 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 20 名	0
発災時の対処、安全 な環境維持に関する セミナー・イベン ト・講演会等の事業	防災士・職員及び外部講師等 による【忍防】イベント開 催	(A) 1 回 (B) 【忍防】イベ ント開催場所 (C) 10 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 200～300 名	750
発災時の対処、安全 な環境維持に関する セミナー・イベン ト・講演会等の事業	防災士・職員及び外部講師等 による指導・相談及び【忍 防】イベント開催	(A) 1 回 (B) セミナー・講演 開催時 (C) 5 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 50 名	300
その他、この法人の 目的を達成するため の必要な事業	防災グッズの販売等	(A) 随時 (B) 事務局及び【忍 防】イベント 開催場所 (C) 未定	(D) 会員及び一 般市民 (E) 未定	0

令和9年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人もしもの忍防

1 事業実施の方針

当年度の事業は、講演・セミナー及び【忍防°】イベントをできる限り多く開催し、市民が地震等の発災時に身を守れるように、また安全な環境を維持することができるように専門的な立場から情報や技術の提供を広く行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
発災時の対処、 安全な環境維持 に関する指導・ 相談	防災の意識調査及び防災士・外部 講師等による安全対策に関する指 導・相談	(A) 随時 (B) 事務局及びイベ ント・講演・セミ ナー開催場所 (C) 3 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 30 名	0
発災時の対処、 安全な環境維持 に関する情報の 提供	防災の意識調査及び防災士・外部 講師等による情報の提供	(A) 随時 (B) 事務局及びイベ ント・講演・セミ ナー開催場所 (C) 3 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 30 名	0
発災時の対処、 安全な環境維持 に関するセミナー・イベント・ 講演会等の事業	防災士・職員及び外部講師等によ る【忍防°】イベント開催	(A) 6 回 (B) ショッピングモ ール等 (C) 1 開催につき 10 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 1 開催につ き 200~300 名	4,200
発災時の対処、 安全な環境維持 に関するセミナー・イベント・ 講演会等の事業	防災士・外部講師等によるセミナ ー・講演等の開催	(A) 1 回 (B) ひとまち交流館 (C) 5 名	(D) 会員及び一 般市民 (E) 50 名	300
その他、この法 人の目的を達成 するための必要 な事業	防災グッズの販売等	(A) 随時 (B) 事務局及び【忍 防°】イベント開催 場所 (C) 未定	(D) 会員及び一 般市民 (E) 未定	0

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人もしもの忍防
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		0	
入会金	0		
会費	0		
2. 受取寄附金		0	
賛助金・寄付金	0		
3. 受取助成金等		0	
助成金	0		
4. 事業収益		800,000	
イベント開催費	800,000		
5. その他収益		0	
受取利息等	0		
経常収益計			800,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
イベント給与手当	300,000		
セミナー・講演給与手当	150,000		
人件費計	450,000		
(2) その他経費			
イベント制作費	300,000		
イベント雑費	150,000		
セミナー・講演 交際費	50,000		
セミナー・講演 会場費	30,000		
セミナー・講演 運営費	70,000		
その他経費計	600,000		
事業費計		1,050,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費	0		
その他経費計		0	
管理費計		0	
経常費用計			1,050,000
当期経常増減額			▲250,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			▲250,000
設立時正味財産額			1,000,000
次期繰越正味財産額			750,000

令和 9 年度 活動予算書

令和 9 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人もしもの忍防

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		0	
入会金	0		
会費	0		
2. 受取寄附金		0	
賛助金・寄付金	0		
3. 受取助成金等		0	
助成金	0		
4. 事業収益		4,800,000	
イベント開催費	4,800,000		
5. その他収益			
雑収入等	0		
経常収益計			4,800,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
イベント給与手当	1,800,000		
セミナー・講演給与手当	150,000		
人件費計	1,950,000		
(2) その他経費			
イベント制作費	1,500,000		
イベント雑費	900,000		
セミナー・講演交際費	50,000		
セミナー・講演会場費	30,000		
セミナー・講演運営費	70,000		
その他経費計	2,550,000		
事業費計		4,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費		0	
事務局給与手当	300,000		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
地代家賃等	0		
その他経費計	0		
管理費計		300,000	
経常費用計			4,800,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			750,000
次期繰越正味財産額			750,000